

第12回 亀山市まちづくり基本条例推進委員会議事概要書

日時：平成24年1月13日
9：30～11：30
場所：市役所3階第3委員会室

—今回の会議のテーマ—

① 検討指示事項の報告と検討

1. 行政での検討結果の報告と検討

○委員会の役割

会長：任期も残り少なくなってきたはいるが、年度末までにまちづくり基本条例推進計画を策定するという目標に向け、タイトなスケジュールとはなるがよろしくお願ひしたい。

これに当たって、まずは、この委員会での議論の範囲について確認したいと思う。その後、各項目について確認をしていきたい。これまでの会議では、各項目についてかなり詳細な内容に議論が及んでしまっているように思う。そうした内容は、今後別の組織が議論すべき点もあると思うので、再確認するためにも、配布資料に沿って事務局の説明をお願いする。

事務局：～資料説明～

会長：事務局の説明のように、これまで相当に詳細な点の議論になった部分もあったが、そうした内容は今後、より専門的な別組織での議論となる。あるいはこの委員の中からそうした会議へ参加される人もあるだろうが、この推進委員会では、そうした詳細な議論を進める方向性を議論するということになると思う。委員の皆さんの意見はどうだろうか。

委員：会議の開始当初から、随分と変わっているように思う。ここで示した方向性に沿って別組織が議論しても、その方向性が変わってしまうことはあると思う。

そうした場合に、ここで議論の結果をどのように担保するかが問題だと思う。

会長：まず、この会議としては推進計画ができるまではその方向性を議論し、計画の出来た後は、その進捗状況のチェックが役割になるのではないだろうか。

委員：ということは、庁内などでの議論で、方向性が変わった場合にはまたこの会議へ戻してもらえということだろうか。

会長：そうなるだろう。

事務局：当然、方向性が変わるようなことは、報告させていただくことになる。

会長：方向性をさらに掘り下げる議論は、年度内にできるものでもないし、ここでやるものでもないだろう。各項目の専門的な検討を行う場においてやるべきものだと思う。しかし、そうした議論の方向性だけは、この会議の中で共通した認識としておく必要がある。

委員：そうすると、この会議で方向性を出すにあたって、議論を行った過程も含めた結果としての方向性であることをきちんと整理する必要があると思う。

会長：そうした報告書については、議事録として出る場合と計画書として出るも

のとはそれぞれが違う。プロセスについては基本的に議事録として次のステップへも継承されていくことになり、決定事項としては方向性のレベルになってくると思う。

委員：我々が、2年間ここで行った議論を繰り返さないように、次の組織へ引き継いでいかなければならない。そうした議論の結果として受け止めてもらう必要がある。

事務局：この会議の議論については、担当部の方へも必ず伝えていくが、全ての議論が尽くされたわけではないと思うので、新たな議論や方向性はあり得ると思っている。例えば地域組織についてであれば、市民部にも再三にわたり地域組織の規模はともかく、一本化に向けて取り組むよう話をしている。その規模等の具体的な内容については別の有識者会議において今後検討を進める。

委員：それでは、この資料にある方向性が、この推進委員会の議論の結果に当たると思うのだが、その結果までの過程は出ないのか。また、その後、この会議の役割はどうなっていくのか。

事務局：今後については、各分野での議論の経過等の報告をさせていただくことになると思う。それ以外では、条例のPRなども検討していただく必要もあると思う。

委員：その報告に対してこちらから意見を出せば、それについてまた検討してもらえということか。

事務局：一旦、各分野での議論が始まれば、それぞれの議論については尊重することになると思う。その方向性を否定するための会議をつくる訳ではないし、その方向へ向いた議論を行う過程については見守っていただきたいと思う。また、方向性を全く変えるようなことになれば、この会議へもフィードバックさせていただく。

委員：例えば地域のしくみづくりの資料を見ると、この推進委員会がどのように関わるかについて記載されていない。本来、この有識者会議の上に記載されるべきものであると思うので、そうしたことは明記してほしい。でないと、この会議が有名無実化してしまうと思う。

事務局：それは記載するつもりはない。まちづくり基本条例の推進委員会であり、尊重すべき点は多いと思うが、この会議が各分野の有識者会議等をコントロールするものとは思っていない。

委員：であれば、推進計画が動き出した後、この推進会議は何をするのか。今のよう、各分野の会議で全てが決まっていくのであれば、この推進会議は必要ないのではないか。

会長：おそらく、各分野での議論の結果に対してこの会議が出す意見は、一旦市長へ集約されて、そこから必要に応じて各分野へ指示が出るということになると思う。

委員：そうした流れを明確にしておく必要があると思う。

事務局：最終目標までには、1回あるいは複数回この推進委員会を開き、意見を反映する機会は作りたいと思う。

委員：例えば地域でいえば、26年度の地域組織の制度化については、この条例で行うのか、他の条例をつくるのかについて議論することになるだろう。それはこの会議での議論を要するものとなると思うし、そうした形でのフィードバックになるのだと思う。

○協働を支援する機能

①地域組織

会長：この中から何人かその会議へは参加されることとなるだろうが、可能であれば若い世代や女性などもその中に入れてもらいたいと思う。それでは、そういう考え方で、個別の議論へ入りたいと思う。まず、一つ目の「協働を支援する機能」に入りたいと思うので、資料の説明をお願いする。

事務局：～資料説明～

会長：このコミュニティの事業計画をみると、相当タイトなものになっている。自分だったら仕事をやりながらやっていけるかどうか心配なくらいだ。

委員：自分の地域も同様だし、役員をしていると、ほとんど毎週なんらかの行事があり、調整が必要なほどである。

会長：こうしたコミュニティと自治会が2重行政のようになってしまっている部分もあるので、一体化しようということまでは意見は一致しているということによいだろうか。

委員：自分の地域では自治会・コミュニティはうまく調整して行っていると思っている。

委員：基本的には一本でいいと思う。ただ、実情としては、コミュニティの行事には必ず単位自治会が参加している。ここで問題になるのは、類似の行事を別々にやっている場合がある。これについては無駄が多いと思う。そうした点を考えると、一体化した方がいいと思う。ただ、そのためには、事前意見にも出したように、それぞれの現状と関連や、地域の差を良く考えて行う必要がある。

また、自治会長の意識も変わってきている。例えば、生活全般に関わる問題の解決に関わってきた。それが会長の交代サイクルが早いことなどもあり、難しくなってきた。そうしたことを行い、地域の円滑化を図ってきたのがかつての自治会長だったと思うが、今はそうした考え方が薄れてきていると思う。

なので、地域の組織も、その役割をどうやって分担していくのかを整理しなければならないと思う。自治会長に求められる役割も地域間で差があり、自治会長同士が共有する内容も少なくなってきた。

会長：そうしたことから、新たな地域組織に求められる役割なども整理する必要があるということだろう。

委員：地域組織を一本化しても、単位自治会の役割は細分化しなければならないと思う。しかし、自治会連合などの組織は統一していく方が望ましいと思う。

委員：田舎の方の自治会は所有財産の問題もあり、やはり存続することになると思う。いろいろな問題があると思うので、今後十分検討してほしい。

委員：また、法人化している自治会もあり、それも検討が必要だと思う。

事務局：誤解の無いようにということだが、担当部との話でも、単位自治会を統合する考え方は無い。地域自治組織について制度化されていないので、地区コミュニティ単位を一つの想定として今後検討してはどうかと考えている。しかし、その単位はその中でも改めて議論はされると思う。その過程としては、モデル地区での取り組み結果や、関係団体との話し合いも含め、検討を進めたいと考えている。

また、組織の形は、地域によって特性もあるので、それぞれに合ったものになればと思っている。

委員：ということは、地域のことは地域に任せるという考え方でいいのか。

委員：それがいいと思う。また、単位についても、コミュニティ単位にこだわらず、この会議でも出ていたように小学校区単位も含めた検討をしてほしい。

委員：立ち上げる段階から、地域での議論を大切にしてほしい。

委員：行政の関わり方にもよるだろうが、全体的には割とスムーズにいくのではないかと思う。しかし、小学校区単位は、少し広すぎるような印象を持っている。

委員：地域組織ができたときに、交付金などがその組織でしか使えないような形にはせずに、柔軟に地域で使えるようにしたいと思う。

事務局：今の想定では、一体化した地域組織に一括して交付はするが、それをどのように再配分等を行うかは地域に任せていきたいと思う。役所による義務付けはできるだけ少なくしたいと思っているが、今後の議論による。

会長：推進委員会としては、地域組織を一本化するという方向で、詳しい議論は別の組織に任せたいと思う。

②中間支援組織

会長：次は中間支援組織に入りたい。これは、NPO など、市民団体の中間支援組織なのだと思う。これについては、少し弱い感もあるが。

委員：弱いというか、悩ましいと思う。市からは民からでなければ仕方がないとなり得るし、民からみれば、発生させなかった責任もあるだろう。しかし、あまり行政が関わるのも良くないと思う。言葉としてはこれしか書けないのかもしれないが、仕掛けの仕方もあると思う。

委員：中間支援という言葉にとらわれず、行政がもっと力を入れてやってもらいたいと思う。行政と団体の接着剤的な役割を果たすためにも、民の組織ではなくとも、行政において支援室をつくってもよいかと思う。

会長：この方向性は、おそらく、当面できるまでは行政がやるが、将来的には民からそれが出来てきてほしい、ということかと思う。

委員：なかなか資金を稼ぐ方法が無くてできないのだと思う。

委員：今、議員や公務員を削減しろという中であって、行政の部署を一つ増やすというようなことにはできないと思う。しかし、委員の言われるように、弱い部分もあるということについては、やはり、行政からのアドバイスなどが無いと出来ていかないと思う。

事務局：地域組織の問題ほどは具体化できていないが、新たな市民活動支援についての検討を市長からも支持を受けており、今の制度以外にも検討は進めている。その中に中間支援組織があれば役立つだろうというイメージはある。しかし、そのターゲットにできる団体がないという状況だ。

委員：「きらめき亀山21」に力があり、誰かが出資してやるとなればいいんだろう。

事務局：今の協働提案制度などにしても、中間支援組織であっても補助の対象になるので、その活用も行ってほしいと思う。

会長：県のように中間支援組織を対象にした別のメニューがあれば活用する団体も出るかもしれない。他市などでは、指定管理を受けて、他の事業補助なども受け運営しているということだと思う。

委員：最近資金が出来てきた団体がそうしたものに成長していくといいと思う。

委員：推進委員会としては、民から発生するように支援する、としてほしい。

○コンプライアンス・監査

会長：それでは次にコンプライアンスと監査を一括でやりたいと思う。資料の説明をお願いします。

事務局：～資料説明～

会長：コンプライアンスについては、職員を対象にしているのですが、こうした方向性となっているが、広く市民へ広げることについては、市としては難しいという検討結果になっている。それもあり、職員への啓発のようなことが中心となっている。

また、監査では、外部監査はコスト的にも難しいということと、行政評価としては新たに施策評価などが示されている。これはどのようなことか。

事務局：これまでは、総合計画の施策の下にある個別の事務事業を対象に評価を行ってきた。これを少し上の段階になる総合計画の施策で、複数の事業などを含めた総合的な内容により、市民のための成果が出ているのかどうかを評価していきたいと考えている。また、事務事業の対象の拡大としては、事務事業全体から見るとその一部にあたる主要事業だけを対象としているが、これを全ての事務事業について、何年かに一度は評価を行うことを考えている。具体的には今後の検討である。

会長：では、事業仕分けはどうしていくのか。

事務局：事務事業評価を拡大することを前提に、事業仕分けのあり方も検討している。なかなか効果が上がらず、パフォーマンスの部分が大きいという反省も踏まえ検討を行っている。

委員：監査の中で、監査結果の公表をもう少し細かく出来ないかという意見を出したことがあると思うが、もう少し何とかならないだろうか。広報などでももっと詳しく公表してほしい。

事務局：個別の内容についてそれぞれ記載することはちょっと難しく、広報で書くのは今の分が限界かと思う。他市の例も調べては見るが、亀山市はまだ多く記載している方だと思う。また、監査も含め、決算等の審査は議会の重要な役割の一つとなっていることもあり、我々もそう考えている。

委員：確かに議会の重要な役割だとは思いますが、市民がそれをチェックして、市長に対して意見を言ってもよいのだと思う。

会長：広報というのは市民に必要な情報を提供するものでもあり、監査についてどれくらいの紙面を割くかなどは担当部署と再検討してもらいたい。

委員：長期的な話としては、地域の自治組織が出来てきたときはその組織のコンプライアンスが求められることになると思う。それをどうやって担保するかは、おそらく、この条例の改正も含め検討が必要になるのではないだろうか。

さらにその先には、公金を受けているような団体については、喜んで監査を受けるようにならなければならないんだと思う。

事務局：現状としては、地区コミュニティは補助金を受けたり指定管理を受けているので、監査も対象であり、きちんとチェックしている。今後、新たな組織ができれば同様になる。

委員：その関連から見ると、職員のハンドブックと同様に、団体のハンドブックが必要になるかもしれない。

会長：今の段階では、市民という大きなくくりというよりは、財政援助団体については必要かもしれない。

○子ども・情報の共有

①情報の共有

会長：それでは次に子どもと情報の共有を一括でやりたいと思う。資料の説明をお願いします。

事務局：～資料説明～

会長：まず、情報の共有については、今年度で情報公開条例を改正する予定があるということで推進計画には記載をしない予定となっている。この他、市民が持っている情報を相互に共有することについても、新たに何かというよりは、パブリックコメントや市長への手紙など既存の機能により充足するということだが、委員の意見はどうだろうか。

委員：行政の持つ情報を市民と共有するというのは当然としても、例えば地域自治組織が具体化してくれば、その持つ情報をどのように市民に知ってもらおうかといことも必要になると思う。それを互いにやり取りするようなくみが必要だと思う。そういう意味で、地域組織の制度化の段階で検討していく必要がある。

また、情報公開条例の改正はいい流れだと思うが、請求による開示ということは変っていない。具体的に何かというのは分らないが、行政の持っている情報を積極的に公表していくくみもあっていいのではないかと思う。

事務局：この春以降、広報も大分見やすくなったという評価もいただいている。他に比べて内容を絞って詳しく出すようにしている部分もある。全ての情報を出せばいいのかもしれないが、見たいと思う情報を制度に基づき請求していただくのが一番いいのではないかと思う。

委員：過去に公開請求のあったものは全て公開しているのであれば、そうしたものは最初から公開してしまうというのはだめなのだろうか。

事務局：例えば入札関係情報などは一部そうした扱いになったものもある。しかし、情報公開文書は相当に大量になるものもあるし、その一端が広報などだという考えもある。

また、地域の情報については、後期基本計画の施策の中、地域コミュニティ間の情報発信や情報交流へのICT技術面の支援なども考えている。

会長：それはいいと思う。是非やってもらいたい。

委員：質問だが、情報公開条例の改正については、電子媒体での申請ができるということか。

事務局：そういうことではないが、電子媒体での記録について公開するということである。申請はこれまでどおりとなる。

委員：個人的な考えだが、先ほどの監査もこれも、トップのセンスで、うまく使えば亀山市をアピールできると思う。

②子ども

会長：次に子どもについては、様々な取り組みについては他の計画などに溶け込んでいると思う。そして推進計画に記載するような内容としては、子どもの権利の検討を人権条例の検討の中で行うということが提案されている。さらに進んで、子ども条例をつくるということを明記する必要があるかどうかということがあがるが、委員の意見はどうか。他市にはやっている市などもある。

委員：確かに子どもは大事だと思うが、ここでこれを持記するのがどうなのかとも思う。少し話は変わるが、今地域福祉計画が来年度から動くことになっているが、自治組織の制度化の話もあるが、色んな会議においてコミュニティなのか自治会なのかという議論はでてくる。しかし、地域福祉計画ではコミュニティにとして進んでいると思うが、今後、どういうコミュニティであるのかがいいのかということについては十分議論してほしいと思う。

事務局：具体的には小地域ネットワークが各コミュニティ単位にできており、それが新たな地域組織に引き継がれるイメージだと思う。

会長：子どもを意思決定の場に入れることについては、今年度市民フォーラムを行い参加してもらったが、そうしたことをしくみとしてつくる必要があるかということはどうだろう。

事務局：これまでも、計画や条例の策定に当たっては可能な限り機会をつくってきたつもりだし、今後もできるだけやっていきたいと思っている。しかしながら、しくみとして義務にしてしまうと正直厳しいところだと思っている。

会長：この会議の議論のきっかけとして子ども条例はあったが、個人的には亀山市ではそこまで子ども条例の必要性に向けた熟度もあがっていないように感じている。なので、事務局案のように、人権条例の策定過程での子どもの権利の検討をみて改めて検討するほうが良いと思う。

委員：その方がいいと思う。

会長：では、今回の推進計画の中では子ども条例には踏み込まないということにしたい。

2. その他

会長：それでは、次回の会議においては、本日の議論の結果を踏まえた推進計画の素案のようなものが出てくると思うので、それについて議論したいと思う。

事務局：今後の話なのだが、地方自治法の改正があり、総合計画の位置付けが無くなった。第2次総合計画を策定するときになるので5年後までの話であるが、今後まちづくり基本条例の中に総合計画を位置付けることになると思うので、ご承知おきいただきたい。

事務局：次回は、2月3日（金）9：30を予定している。会場については、後日、案内とともにお知らせする。

会長：それでは、今日の会議は以上としたい。みなさん、お疲れ様でした。